



第2回全国肝炎サミット@東京に参加 2018年12月15日

各都道府県の肝炎対策協議会の委員が東京に一堂に会し、「全国肝炎サミット」が開催されました。北陸からは、石川県代表の私のほか、富山県・福井県の方も参加されました。今回のサミットのテーマは、【肝炎医療コーディネーター】と【検査・フォローアップ・重症化予防】でした。

第1部 第1部は、『肝炎医療コーディネーターが活躍するために』と題して、佐賀大学医学部附属病院特任教授江口有一郎先生から特別報告。全国に約1万人いるコーディネーターのうち、7～8割が「研修会にだけ参加する」という「幽霊部員型」と「何をしたいのか、もがいている」という「モヤモヤ型」との調査結果だったということでした。今後、肝炎医療コーディネーターを機能させるためには、この「幽霊部員型」と「モヤモヤ型」の方々に活動していただくようにすることが課題だと感じました。



第2部 患者委員によるグループ討論を6つの地区に分かれて行いました。私からは、肝炎医療コーディネーター等について、北陸各県の状況について報告しました。コーディネーターについては、福井県は全国トップクラスの活動をされていると感じていますが、富山、石川は活動がやや低調だと思いますので、福井の活動を参考に、富山、石川でも活動を活性化させたいと考えています。

今回のサミットでは、各地のコーディネーターに活動意識・患者への思い等はかなり差があることを改めて感じました。今後も、患者交流会等で皆様からご意見を頂きながら、コーディネーターの活動を活性化させていきたいと思っております。

【北陸原告団代表 川上ゆきえ】

肝炎医療コーディネーター養成・活動支援研修会で講義を実施

2019年1月22日、石川県肝炎医療コーディネーター養成・活動支援研修会で、患者講義を担当させていただきました。受講者は石川県内の肝炎医療コーディネーター等29名。自分の病気の治療や将来的な不安で、医療費助成制度を調べることにまで気が回らなかつたりするときに、肝炎医療コーディネーターが支えて下さるととても心強いという私たち患者の思いを伝えさせていただきました。

皆さんが通院している病院で、肝炎医療コーディネーターとお話をされたことがありますか？肝炎に関することで分からないことがあれば、肝炎医療コーディネーターに相談されてみてはいかがでしょうか。肝炎医療コーディネーターも、みなさんとともに成長したいと思っていますよ。

【北陸原告団代表 川上ゆきえ】

【報告】 除斥期間問題に関する福岡高裁判決

全国弁護士・原告団は、「除斥期間が経過した」として給付金の金額を大幅に減額しようとする国と争っており、今回、4月15日、福岡高裁において、この除斥期間の問題では高等裁判所で初となる判決が言い渡されました。除斥期間とは、「不法行為の時」から20年を経過した場合は損害賠償請求権が消滅するという制度です(民法724条後段)。



今回、福岡高裁で争っていた原告は、提訴から20年以上前に慢性肝炎を発症し、その後鎮静化したものの再度発症してしまった方です。除斥期間に関する民法の規定は適用されないと主張して満額の給付金請求を行っています。同様の方は全国各地におり、約90名の方が除斥期間適用による減額和解をせず闘っています。今回の原告の方については、第一審の福岡地裁では、全国に先駆けて全面勝訴の判決を受けていました。

しかし、福岡高裁は、第一審判決を覆し、原告全面敗訴の判決を言い渡しました。再発の肝炎について病気の進展によるものと認めながら、現在は核酸アナログ製剤があるから再発後の肝炎は重篤とまではいえないなどと指摘して、「20年以上前の最初の肝炎発症時に、再発後の肝炎も含めた全損害について請求ができた。できたのに請求せず20年を経過したのだからもう請求できない。」という判決でした。



除斥期間とは、損害賠償請求ができる状況になって20年以上経ったら損害賠償請求権が消滅するという制度ですが、B型慢性肝炎の再発のケースでそれが適用されるということは、20年以上前の最初の発症時に、その後再発するかや核酸アナログ製剤ができるかを予測できたことが前提になるはずですが、常識的に考えて、20年以上前に、再発や新薬登場を想像することなどできません。今回の判決の理屈は、あまりに不合理だと言わざるをえません。全国弁護士、九州弁護士は、直ちに上告を行っており、今後は、最高裁判所を舞台にこの極めて不当な判決と闘っていきます。【弁護士 春山然浩】

の判決の理屈は、あまりに不合理だと言わざるをえません。全国弁護士、九州弁護士は、直ちに上告を行っており、今後は、最高裁判所を舞台にこの極めて不当な判決と闘っていきます。【弁護士 春山然浩】

除斥問題に関する福岡高裁判決を聴いて 【参加原告の感想】

第一審判決のときも、福岡を訪れ傍聴しました。そのときは全面勝訴判決でしたので、今回もその流れに乗って勝訴だと思っていました。しかし、高裁の裁判長がボソボソと判決を言い渡し始め、最後に「棄却する」という言葉を聞き、なんとも言葉にできない、重苦しい気持ちになり、胸が締めつけられるようでした。私も現在肝炎が再発した可能性があるのですが、最初の発症は30年以上前です。今回の判決からすると、私も、30年以上前に現在の再発の分まで請求できていたということになりますが、30年以上前にそんなことを予測して請求することなどできるはずがありません。この30年以上の間、歯医者で診療を断られるなど本当にいろいろな不利益があり、苦しんできました。最高裁が、B型慢性肝炎被害の実態を正しく捉えて、高裁判決を覆してくれると信じています。

【報告】平成30年度AMED公開報告会を傍聴して

「日本医療研究開発機構」(AMED)の最新研究の公開報告会を傍聴してきました。

●B型肝炎のこと

①現在は核酸アナログ製剤でウイルスを抑え込んでいますが、更に数種類の薬を組み合わせることで強力でウイルスを抑え込む新薬の開発。

②肝臓の中にあるウイルスの鋳型を壊す新薬の開発。

●C型肝炎のこと

現在はウイルスを排除する飲み薬が数種ありますが、薬剤耐性とのイタチごっこになっており、飲み薬が効かなくなった患者さんがいます。この患者さんのウイルスを抑え込む新薬の開発。

●肝硬変のこと

肝炎で肝臓が傷つくと線維化が進行して肝臓が弱っていきます。この線維化を食い止めて元のきれいな肝臓に戻す研究。

●実験のこと

肝臓の治療や新薬の開発にあたって、生きている人間の肝臓を使う訳にはいきません。今回、iPS細胞を使って肝臓の細胞をつくることができましたので、研究の更なるスピードアップが期待されます。

今回が4回目の報告会でしたが、基礎研究の段階から新たな研究開発へと一步一步着実に前進していることがよくわかりました。みなさん、長生きして新薬を待ちましょう。【北陸原告団副代表 袋井隆光】

請願署名のご報告 みなさまご協力大変ありがとうございました！

ウイルス性の肝がん・重度肝硬変患者への支援と治療薬開発、肝炎ウイルス検診促進等を求める請願署名にご協力をいただきありがとうございました。署名活動に積極的に取り組んでいただいた結果、富山・石川・福井の3県で合計895筆の署名が集まりました。ご協力いただいた署名は、現在開催されている第198回通常国会に提出されます。5月28日に衆議院第一議員会館で行われる院内集会において、皆様の署名を含む請願署名が国会議員に託されます。北陸からも原告と弁護士が集会に参加し、集会後に地元選出の国会議員を訪問し、今後の支援と協力をお願いする予定です。【弁護士 渡邊智美】

NO.7

我らの！弁護団員のご紹介

はしもとあきお

橋本明夫弁護士【役割】北尾法律事務所（金沢市）

北陸弁護団での役割は？…4名いる代表の一人

好きな食べ物は？…魚、蕎麦、パスタ

趣味は？…水泳、山歩き、読書。以前は、酒とかスキーとかも

今までで1番嬉しかったことは？…おそらく、司法試験の合格

一日惚れをしたことは？…多分、飲んだことはある。日本酒の「ひとめぼれ」

弁護士になろうと思った理由は？…人権への憧れ

最後に一言…この弁護団の「初心」を忘れずに、引き続き取り組んでいけたらと思いますので、よろしくをお願いします。

我らの弁護団員のご紹介をいたします。弁護士の意外な一面を知ってより一層親しみをもっていただければと思います。





「原告意見陳述」(法廷で述べられた「意見陳述」をご紹介します)

私は 20 代のころ、肝炎を発症して緊急入院しました。1 カ月間の入院生活はとても苦しいものでした。肝炎の吐き気や頭痛、背中への痛み、さらに感覚過敏により聴覚の苦痛が増強されました。病室が 4 人部屋だったこともあり、病院での人間関係も難しく、入院生活は最悪でした。その後も何度か入院を勧められましたが、自宅療養にしました。そのくらい、私にとって入院生活は苦痛だったのです。自宅療養にも多大な苦痛が伴いました。少しでも回復したい一心で外出しても、すぐに頭痛・吐き気に襲われ、ベンチに倒れ込んでしまいました。体力回復のための食事ですらどっと疲れてしまい、食後すぐにぐったりと横になるしかありませんでした。

肝炎治療のために「強ミノファーゲンシー」注射を週 3 回の頻度で受けていましたが、看護師さんからは、私の血管が細くて注射針が刺し難いと文句を言われ、嫌がる看護師さんにこちらが気を使わなければなりません。本当に憂鬱な日々でした。余りの苦痛に、ノイローゼ気味になり、何年間か注射を中断しました。

病態が良くないので再び通院しましたが、年 140 回程度、刺し易い右腕の同じ血管ばかりが選ばれたので、腕の裏側まで重くて鈍い血管痛が走るようになりました。常に何とも言えない重く深い血管痛があり気分が塞ぎました。先の見えない不安を抱えながら、何もできない時間を過ごしてきました。



数値が 300 のラインを超えなくなってきた頃には、既に 30 代後半になっていました。体調が安定してきたと判断し、東京に出て就労支援を受けながら働き始めました。独り暮らしで知人もおらず、平日 7、8 時間働いた後に、「強ミノファーゲンシー」注射を受けに週 3 回病院に通いました。仕事で疲れた後に待ち時間を過ごし、注射をした後、出血を押さえながら夕食の買物、夕食後の家事等、本当に大変な毎日を過ごしています。

抗ウイルス薬には抵抗があり、始めるのが遅れました。抗ウイルス薬治療も中断すると、肝炎が劇症化し最悪死に至ると聞いております。災害時にはどうになってしまうのか、不安でなりません。効果があるとはいえ、3 カ月に一度の検査通院があり、一生続くのかと思うと、自分の不摂生が原因でもないのに、なぜこのような負担や苦痛を受けなければならないのか、憤りを覚えます。

国の政策によって予防接種を受けたために母が肝炎ウイルスに感染し、私にこのような病苦をもたらしたのです。肝炎を発症して入院して以来、重苦しい日々が続くばかりです。どうしてこんなことになってしまったのか、私の人生を取り戻したい思いです。せめて国には、誠実にその十分な償いをして頂きたいと思っております。

【福井県原告(東京在住) 40 代 女性】

「ウイルス性肝炎患者さんに役立つ制度」リーフレットの配布開始!



北陸原告団・弁護士では、2017 年に、ウイルス性肝炎患者のみなさまを支えるための制度を網羅的に記載した「肝炎患者支援ハンドブック」を作成・配布しました。とても好評をいただいております。現在、ハンドブックの改訂に向けて、準備を進めているところです。

もともと、ハンドブックは、様々な制度を網羅的かつ詳細に記載していることから、医師が診療の際に患者さんに手渡したりするにはやや大きすぎるなどの難点がありました。

そこで、北陸原告団・弁護士では、手軽に手渡したり、手に取ってもらえることができる小型で薄いリーフレットを作成することとし、このたび、そのリーフレットが完成いたしました。リーフレットの名称は、「ウイルス性肝炎患者さんに役立つ制度」です。我々の長年にわたる粘り強い運動が実って昨年末からようやく運用が開始された「肝がん・重度肝硬変患者に対する入院医療費助成制度」など主要な制度を簡潔に分かりやすくご紹介しています。原告や弁護士

が肝疾患専門医療機関や保健所等を個別に訪問するなどして、ウイルス性肝炎患者のみなさまに配布していただくようお願いしています。このリーフレットやハンドブックを通じて、「せっかくの制度なのに、制度を知らないため利用できない」という患者さんをなくしたいと考えています。我々は、今後も、給付金請求のみならず、全てのウイルス性肝炎患者さんを支えるための活動を行っていきます。

【 弁護士 西山貞義 】

【特集】 患者講義

【2019 年度の患者講義について】

北陸での患者講義は、2015 年度以来、講義回数はこのべ 16 回となりました。私たちは、患者の生の声を学生に伝え、患者の心の痛みを理解してもらうことで、患者が安心して暮らせる社会が実現することを願い、信念を持って患者講義に取り組んでいます。このような私たちの思いに共感していただける教育機関が増えてきたことは、大変ありがたいことです。

2019 年度は、金沢大学ロースクール(4 月)、福井大学医学部(6 月)、金沢大学医学部(秋頃)、富山大学医学部(1 月)での講義が予定されており、富山福祉短期大学、北陸大学での講義も調整中です。特に、富山大学医学部での講義は、数年前から申入れを行い今回初めて実施が決まったものであり、また、これにより北陸三県全ての国立大学医学部での講義が実現することとなり、その意義は大きく、活動を続ける上での大きな励みとなりました。2019 年度も、一人でも多くの学生に声を届けるべく、前進を続けたいと思います。

【弁護士 坂林加奈子】

【2019 年 3 月 13 日・患者講義学習会を開催しました】

今回は、通常の打合せに加えて「学習会」を設け、B型肝炎訴訟の経緯の学習や、講義で使用するパワーポイントの検討などを行いました。訴訟の経緯の学習では、なぜ因果関係が認められたのかについて理解を深めることができました。会議では、忌憚のない活発な議論ができ、2019 年度の患者講義実施に向け、大変有意義な時間となりました。

【弁護士 坂林加奈子】



【患者講義学習会に参加して】（参加者の感想）

夫婦で参加しました。学習会に引き続いて行われた会議では、若い弁護士さんと活発な議論ができました。会社の会議と違い、和気あいあいの雰囲気の中にも患者への思いやりが充ちており、次回もこのメンバーで会合を持ちたいと思いました。

【福井県・坪田(夫)】

金沢大学ロースクールでの患者講義

4 月 11 日、金沢大学法科大学院にて、患者講義を行いました。今回、講義を受講したのは、法曹(弁護士、検察官、裁判官)を目指す学生たちで、実際の事件に弁護士がどのように取り組んでいるかを知り、法曹の使命についての認識を深めることがこの講義の目的でした。

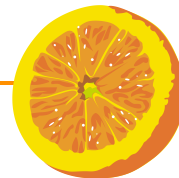
そのため、今回担当いただいた原告の方には、自分の病気や闘病生活だけでなく、裁判や原告団活動のことなどもお話いただきました。

受講した学生たちからは、「B型肝炎ウイルスについて知識がほとんどなかったもので、偏見や差別がそれほど重大なものとは考えていなかった。患者の気持ちに寄り添える法律家になれるようがんばりたい。」という感想をもらいました。

当事者である原告の話の方が、代理人である弁護士の言葉よりも、学生の心に響くものがあったのだと思います。みなさんも、機会があれば、患者講義で講師に挑戦してみませんか。

【弁護士 谷口央】

今後の主なスケジュール



【 裁判期日 】

金沢地裁

日 時：次回 8 月 27 日(火)午後 1 時半～
次々回 11 月 26 日(火)午後 1 時半～
場 所：金沢地方裁判所 202 号法廷

※裁判期日はどなたでも傍聴できます
※裁判期日後、報告集会や交流会を開催しております。お気軽にご参加ください。

富山地裁

日 時：次回 7 月 22 日(月)午後 1 時半～
次々回 10 月 21 日(月)午後 1 時半～
場 所：富山地方裁判所 1 号法廷

※裁判期日はどなたでも傍聴できます

【 その他の主な予定 】

●7 月 27 日(土)13 時～

全国 B 型肝炎訴訟北陸原告団総会 2019、「感染対策と偏見差別の防止を考える」シンポジウム

@富山県民会館 304 号室 (富山市新総曲輪 4-18)

■ B 型肝炎訴訟の提訴者数・和解者数

(2019 (令和元) 年 5 月 23 日現在)

【全国】提訴者数 29022 人

(被害者数 26481 人)

和解者数 23243 人

(被害者数 20974 人)

【北陸】提訴者数 746 人

(被害者数 668 人)

和解者数 538 人

(被害者数 472 人)

福井原告交流会の感想



2019 年 4 月 14 日、福井市内において原告交流会を行いました。原告 9 名と弁護士 6 名が参加。参加原告からコメントをいただきました。

【参加原告の感想】

今回の原告交流会では、初めての試みとして、B 型肝炎訴訟の歴史や現在の状況、期日での裁判所や国とのやりとり、期日後の交流会の内容を説明して頂きました。特に提訴したばかりの方にとっては、今後、どのように裁判が進んでいくのか、自分がどのように関わっていくのかが分かるため、安心できる内容でした。また、新しくできた肝がん・重度肝硬変の入院医療費助成制度の説明もありました。弁護士さんがかみ砕いて説明して下さり助かりました。私は、何度か原告交流会に参加していますが、交流会では、普段はあまり話せない病気のことを、気を遣うことなく話すことができます。同じような悩みを持って頑張っておられる方と接すると、とても心強く感じますし、情報共有も出来ます。今回も何人か初めて来られた方がおられました。次回も新しい方に来てほしいと思います。次回の交流会には、ぜひご参加下さい。



【 鯖江市・60 代・男性 】



編集後記



休みは程々が良いと実感しました。休みの方がとっても家事が増えるような気がします。家事にも休みが欲しいのですが、働ける事が幸せだなと思う 10 連休でした。【川上】

初めて姫路城へ行って来ました。国宝・世界遺産だけあって、世界に誇れる素晴らしいお城でした。街並みもとてもきれいで駅から真正面に見えた時は感動しました。

【藤田】

記事でも紹介しましたが、患者さんを支える制度を簡潔にご紹介する「リーフレット」を作成しました。新入院医療費助成制度の利用者は当初の見込みより相当少ないとのこと。ぜひご確認ください。

【西山】

少し前ですが 10 連休がありました。連休中は保育園が休みのため慣れない子守が大変でした。当たり前のように享受していたサービスのありがたさを改めて感じる機会となりました。

【村上】

今年の 10 連休は、子どもが遊べる場所にふらりと出かけ。連休後半は意外と混雑しておらず、気候も心地よく快適に過ごしました。出不精な両親を連れ出してくれた子どもに感謝。【中澤】